

第 26 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 25 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分
- 2 場 所 湯河原町役場 第 2 庁舎 3 階 第 1 ～第 3 会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外 8 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 2 名（欠席：第 3 区域）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）

6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。暑い中ありがとうございます。 定刻となりましたので、第 26 回農業委員会の総会を開会したいと思います。それでは議長お願いします。
議長	こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。梅雨は例年と同じくらいで明けたようですが、その後も大変な猛暑の連日です。熱中症警戒アラートが発令されております。危険というレベルが毎日のように出てます。熱中症に十分皆さん、気を付けて仕事に生活に対応して、気を付けていただければと思います。 今日は。議案は特にないようですが、その他の案件、例年お願いしている農地パトロール等のこともありますのでよろしくお願いします。 本日の議事録署名委員でございますが、8 番委員、9 番委員、お二人よろしくお願いします。 続いて、本日の議案はなしということでよろしいですね。
事務局	そのとおりです。
議長	その他(1)調査案件地区区割図（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局	お手許のA 3 右側に農業委員会調査案件地区割振図（案）があります。赤い線ですが各地区に分かれている中で、大字単位で分かれております。 その中で、中央地区につきましては、区画整理の合併等がありますので、道路なりに区分けを考えさせていただきました。左からです。申し訳ございませんが、宮上地区、湯小付近、その隣が宮下地区で、宮下地内と土肥五丁目・六丁目、その右側の千歳川沿いの土肥一丁目から四丁目及び門川、さらに北側の部分につきましては城堀地区、右側は鍛冶屋地区、さらに右側に行きますと、役場のところを含めました中央及び右側に縦に長く線が引いております小道地藏線、こちらを境に西側地区及びこの線をもとに、東側は福浦地区を兼ねた形で割り振りを案として作ってみました。 皆さんにご意見をいただければと思います。
議長	今説明がありました。これは農地転用等の現地調査に行く分担を示しているということですのでよろしいですね。
事務局長	そうですね。 前回総会に出た時の件で、皆さんにご意見をいただけたらと思います。
議長	何かご意見、ご質問等があればお願いしたいと思います。 中央のところが聞取りにくかったので、中央区は吉浜と一緒にですか。
事務局	地図上、真ん中にあります。防災コミュニティセンターで。 中央と書いてあるところを含めた小道地藏まで含めた吉浜地区、西側を一つのブロックとさせていただいております。
議長	それで分かりました。
事務局	議長が気にされていますのが、湯中と記載されております上に、国道135号と県道75号との境となる交差点、湯河原駅入口がありまして、ここを基準としまして、県道なりに上がって来ます。 それと現在の中央地区になっているところを吉浜地区になります。
議長	字で分けるとこういうことなのかなとは思いますが、実際に鍛冶屋もこう見ると結構広いんですけども、 吉浜は字でいうと吉浜っていうところなんだけど。実際は何で言うんだろう、鍛冶屋の方の人っていうかさ。土地っていうかね。実際には、かなりあるんじゃないかと思うんですけど、実際には鍛冶屋の方の人は詳しいんじゃないかと思うですよ。 吉浜のこっち側は境界の上のところね。山よりの方。

事務局	先程、口頭で説明させていただきました中央地区ですけど、元々の大字の鍛冶屋がこのコミュニティセンターの真上のところぐらいまでありました。
議長	ここの字は何でいうのかな。幕山の方の地形上、横になっている上のところ。上がって行って狭くなる。左側に曲がって赤い線の上のところ。幕山よりのところ。カンツリー倶楽部との間。もうちょっと奥の方とか。 東側のところはある程度吉浜だけど。奥へ入っていくと実際、鍛冶屋ではないかなと。
事務局	事務局の案としましては大字境として推し示します。 ご意見をいただければと思います。
9 番委員	今日、これについてやりたい作業は、今言う隣接で。大字で。隣接しているところで実際、昔からの慣習的に境とされていたところをどう調整しましょうかとやりたいということによろしいでしょうか。 具体的に、幕山の下あたりは 実際には吉浜住所ですけど、慣習的には鍛冶屋分という認識でやっていました。 もう一つは城堀と鍛冶屋との境ですね。 この縦のコミュニティセンターから十字方法の境ですね。これはやはり慣例的には、この城堀の縦道に境になっていますけど、慣例的に、そこは城堀分で、鍛冶屋はその手前の東側の尾根あたりまでが鍛冶屋分という認識、慣例的にはあったように把握しております。 ですから、今の2カ所については調整した方がよろしいのではないかと感じる次第です。
議長	これ色んな。字で考えるのは簡単ていうか。 地名の表示が字で。大字が何かで表記されているから、分けるのは簡単て言えば簡単なんだけど。 実際にはそういう風に昔からの。住んでいる人の。地域エリアが。字が必ずしも一致していなくて。 こう色々と考えてみると。例えば、自治会の区割りというかもあるんですね。 そういうのがいいのかなと。私は湯河原町のDXの。デジタル何とかの。地理情報システムを見ても。こういうふうに分かるんだなと。それをいくつかの。自治会の区割りを。何々地区を束ねたら、鍛冶屋地区にしようとか、吉浜にしようとか川堀にしようとか。そういうのが現実的にいいんじゃないのかと思うんです。 自治会の住んでいるところが中心になっちゃうんで、ちょっとそれがいいとは限らないんだけど。ちょっとね。吉浜と鍛冶屋のところが、実際のあれとはこじれている。私のところが。鍛冶屋と城堀のところがちょっと実際分らないですが。

9 番委員	前回、4 番委員にも大変ご迷惑を掛けた経緯を記憶しておりますが、4 番委員がおっしゃるように、この辺、城堀の本来、縄張り、縄張りって言ったらおかしいですけど、管轄のように慣例としては、鍛冶屋は認識しているのではなかろうというふうに理解しております。
議長	何となくここで、皆がここで話しても、ちょっと、どこの線をどのように引くかなかなか分からない。 土地の表記なんかでいうと、すばっと決められるんだけど。今話したとおり、難しさがある。ここで、皆が言っても、なかなか決まらないっていうか。どうしましょうか。 当事者同士で話し合ったほうが、話がついちゃう。 この辺は鍛冶屋分ではないですか。 これは城堀ではないですか？これは鍛冶屋ですか？ ここで話していても何か。 何かルールではないけども。その分け方を。 今、最初、事務局は字、大字を境に線を引いたんですけど。 他に何か、こういう割り振りが何か既にある。 それを準用しちゃばいいじゃないですかとかあれば。 ここで、細かくやらなくても。決められちゃうんだけども。 何かそう言ったのでも皆さんからアイデアとか考えがありませんか。どうですか。これを見た感想でもいいです。
事務局長	(案)という形で付け足していただいたものでございまして。ちょっとちいさくて分かりづらいんですが。例えば、一回、今日、皆さんで持ち帰っていただいて。自分のエリアはここだよと、線を引っ張っていただいて。後、それらを集めて決めていただければいいかですか。
議長	それでいいですか。 毎月案件が出てくるけど、一月遅れても、そんなにうんとね。数件なんで。それも大体ね。問題あるか分からないけれども。うまく行くか分からないけれども。何とかここはね。ちょっと待っていただいて。ちょっと、お持ち帰りいただいて これはこうだとか。あるいは自分の隣接する他の地区の委員さんと話していただいて、話がまとまっていけばいいと思うんですが、次回までに何かこう引いたらいいんじゃないか。
9 番委員	それは次回までに隣接の委員さんと調整したほうがいいんですか。
議長	調整しなくてもいいんだけど。調整できればしてもいいけど。 出来なくても自分の考えで。それとも次回話して、その次ぐらいになっちゃうね。決定するのがね。

事務局長	今後に対して決めたいので。
議長	そんなに慌てなくてもね。おしまいの期限があるわけじゃないので、それまでは数件出てくる。問題になるか分からないんですけど。現地調査に行っていていただく案件が出てくるかもしれませんが、それはちょっと。当面今までのような形でやっていっていただいて。少し持ち帰っていただいて検討していただくということによろしいですか。大体皆さん、自分の。取り敢えず図面上で、自分の地区は分かりますよね。
9 番委員	4 番委員、ちょっとよろしいですか。実は城堀と鍛冶屋の境。尾崎のあたり、私の担当なんですけれども。こちら側の城堀分はどなたが担当になりますか
4 番委員	鍛冶屋の誰かがやってますよね。
9 番委員	城堀のところまで入って。城堀の縦道は私が担当していますが。城堀の縦道の西側は誰が。
4 番委員	私が。
9 番委員	そうですか。今日でも、後日でも調整、擦り合わせをさせてもらえればと思います。
4 番委員	今出来ないんですか。
9 番委員	今しても結構ですよ。
議長	会議終わって、一旦しめさせていただいて、ちょっと残っていただいて、そういうお話をされてもいいのではないのでしょうか。今の時間では。終わったあとで、皆で残っていただいて隣接委員と相談いたしましょう。よろしいですか。
7 番委員	湯河原小学校の裏、何件か休耕地か放棄地が分からないですけど、農地があります。 去年までは、宮上の調査範囲に入っていないけど。今回は。調査割振図が確定したら、その変わった部分の図面は。事務局が発行していただけるのか。そうでないと折角、割振しても土地が漏れてしまう可能性があります。

事務局長	7番委員、よろしいですか。こちらにつきましては農地法の調査を行う時に、前回お話の中で。具体的に言いますと、鍛冶屋のところを城堀の委員にお願いしちゃったという話から始まったことで。今回この次の案件の。
議長	パトロールではない。
事務局長	農地パトロールの話ではない。
3番委員	議案の調査区をやっている。7番委員が言っているのは農地パトロールのことを言っている。
議長	今言っているのは。事務局長が言っている、農地法の関係で、転用だとか、貸し借りなんかで申請があがってきた時の現地調査の割振ということで。一年に一度あるこれから話がある農地パトロールとは違う。
7番委員	私の勘違いでした。
議長	よろしいですか。この件はあとで残っていただいて。そのようにお願いします。 続いて、(2) 農地パトロールの実施について 事務局、お願いします。
事務局	お手許の資料ですけれども、農地パトロール利用状況実施調査について、裏表があります。令和6年度遊休農地調査、封筒の中に数字が入っている表があると思います。3枚目としまして、凡例があります。凡例の色別で分かれております。 委員さん、農地パトロールを実施していただき、ありがとうございます。今年は猛暑ということで、暑い中、非常に心苦しく思います。調査ということになっておりますので、よろしくお願いします。 1の実施方法につきましては記載のとおりでございます。 各皆さんの封筒に中に入っております。左側に通し番号があります。A3の各図面がありますけれども、そちらをすべてという形でお願いしたいところです。 真ん中下、大きい2番ですけれども、判断基準としまして、前年と追加事項がございまして。取扱いに変わりはないですけれども、凡例のところ、営農中、耕作農地、同じ解釈何ですけれども、回るという形で、緑線という形。 最後の凡例の方にあります。色別の、こちらのですね。色が描いてある、このとおりのものがですね。一番上の営農中という形です。次の三角1ですけれども、遊休農地、少し荒廃が進む。こちらにつきましては緑網掛けがあります。 次の三角2ですけれども、遊休農地、さらに荒廃が進んでいるところで。こちらにつきましては、黄色い線に黄色い網掛けがあります。 最後の枠ですが、赤い線に赤い網掛けとなっております。 こちらすべての農地が対象となっております。

	毎年、提出期限を決めておりますが、末尾のところ、提出期限を9月10日、火曜日とさせていただきます。それより前に提出していただいても構いません。ご協力の程、よろしくお願いします。 2枚目のインデックス、こちらに数字がたくさん書いてある。ご本人のところにつきましては、一番最初に地図及び航空写真があります。隣接地番につきましては昨年と同様に用意し、隣接のところににつきましては右側上のところにバツを付けてありますので、お隣さんとして利用してください。ルート等で活用してください。 参考にしていただければと思います。 以上、説明とさせていただきます。
議長	何かありますか。
1 番委員	調査地図、昨年と違うかな。名前が書いてあったな。全部。
議長	去年と図面の割振は同じです。 最初に、図面に地主さんの名前を書いてあるところが、調査員、担当する人の持分の土地ですというのは間違いで。 図面に地主さんの名前が皆書いてあるので、自分の担当だと認識はしない。 分かりますよね。 自分が担当するかしないかは関係ない。 それから、この凡例で調査対象農地と一番下を書いてありますが、調査は全部やっていただく。 調査を追加する農地、今回、6年度、そういうふうに話していたが。事務局、それでよろしいですか。
事務局	議長、ありがとうございました。 事務局の言葉が足りなくてすみませんでした。大変申し訳ございません。 今お手許にあります、通し番号のそれぞれの番号はお願いしたいところですが、隣接のところには、右上のところにバツが書いてあります。 そちらの湯河原のすべての情報を一つのデータでやっておりますので、皆さんが記入される、隣接のところのお名前等書いてあるものはバツのところは判定しないでください。 それぞれの色が付いているところはすべて回っていただくようにお願いします。

議長	分かりましたか。 何か質問ありますか。よろしいですか。 もし分からなければ、後でも事務局へご相談するなりして、一応、期限が9月10日ということでございますので、暑い中で大変何ですが、よろしくお願いします。 この件は以上ということにさせていただきます。 その他、皆さまの方から何かありますか。 事務局の方はありますか。
事務局	先日の総会の際にですね。菜の花ガーデンの草刈りの日程調整をさせていただいたんですけれども、2カ月程、草のほうあまり生えていないので、急遽、休止のご連絡をさせていただきました。 また、来る次回の時、あらためて、草倒し等の際には、また日程調整をさせていただきますので、 10月に向けて、吉浜小学校との調整もありますので、ご協力をお願いします。
事務局長	去年、熱海市との懇親会ですが、熱海市とお話をしていまして。今日、熱海市も総会があるとの話で。 その結果が出まして、対象の方にはお伝えさせていただきます。 よろしくお願いします。
議長	私の方から1点。 今年度のゆがわら農林水産まつりの予定でございます。 先日、実行委員会が開催をされて、日程等、決まりましたので、一応、お知らせをしておきます。 開催は7年1月25日、土曜日ということで。2日開催するか1日開催するかと議論したんですけれども、結論は1日開催ということで、1月25日、土曜日、9時から15時で。この日が仮に、雨天等で、すごく荒れている天気の時には、特に延期はしないということに決まりました。場所は昨年と同じ、町民体育館とその駐車場ということでございます。今回、1月25日に決定したんですが、もう少し早くしてほしいという意見もあって、みかん等がですね。ちょっと遅いんじゃないかという意見もあったんですが、来年1月25日の前の週がですね。予約が入っていて、取れないということなので。そう言った意見は、次回令和8年1月のぐらいの時に向けてですね。施設の予約等を早めにしていただくと。早めに日程を決めていこうと決定しました。 それから、内容は去年と同じ農産物の品評会、共進会の開催、それから物販ということでございます。 それで、物販のところで、出店料の徴収をどうするかという話になりました。 なかなか財政的にも厳しくなっているんで、出店しているところには、出店料を負担いただこうと。 但し、負担金ということで。そもそも、おまつりに既に負担金を出し

	ているところには考慮していくということが決まったということで、金額だとかどの範囲まで出店料をいただくかについては、今後、決めていくと決定したということでございます。以上が実行委員会の報告です。 何か事務局、ありますか。 よろしいですか。 ではこれをもちまして、第26回農業委員会総会を終了したいと思います。ご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	8番 常盤 幸長
	9番 木村 優